

Lesson 9

万が一に備える

◆ 2つの保険	88
◆ 保険の仕組みって?	89
◆ 民間保険の種類	91

学習のポイント

- 社会保険と民間保険の違いを理解する
- 保険の仕組みについて理解する
- 民間保険の種類について知る

Lesson 9

万が一に備える

学習のポイント

- 社会保険と民間保険の違いを理解する
- 保険の仕組みについて理解する
- 民間保険の種類について知る

1. 2つの保険

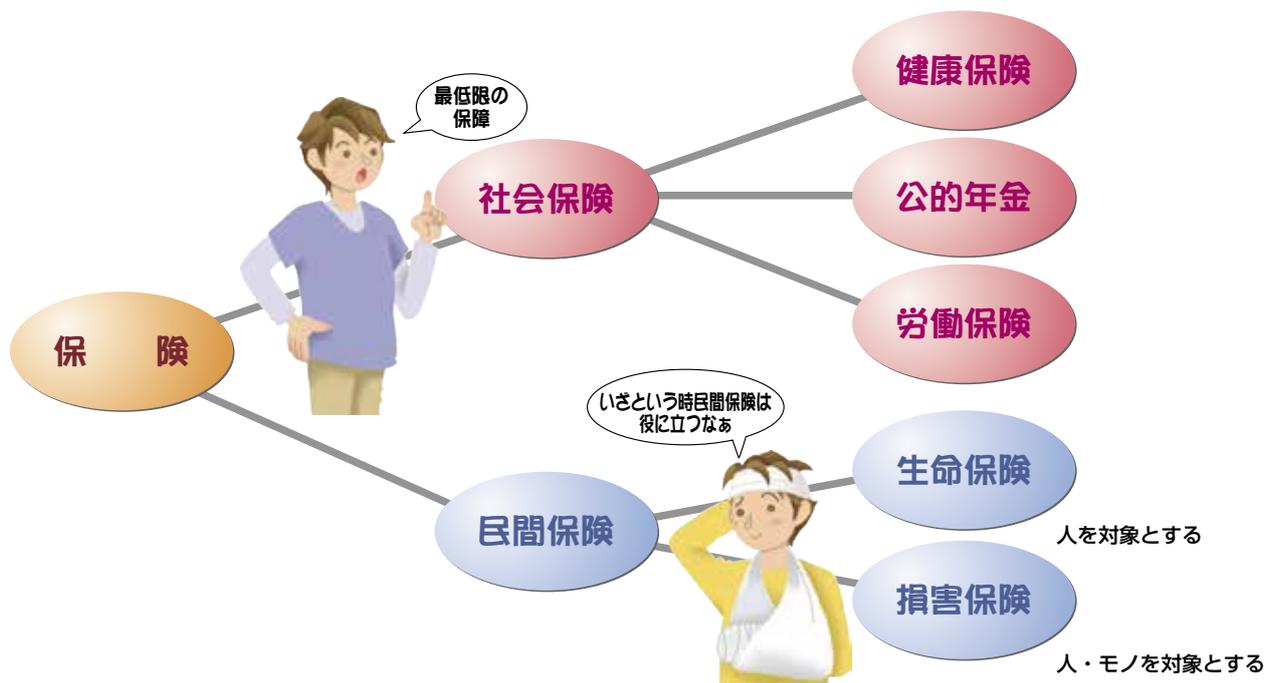
社会保険と民間保険

毎日のように、テレビでは保険会社のコマーシャルが盛んに流れているが、「保険会社のコマーシャルを見たことはあるけれど、保険って何？」という人は多いと思う。

そもそも「保険」といっても、健康保険や国民年金に代表される「社会保険（公的保険）」と、民間保険会社が商品を販売している「民間保険（私的保険）」とがある。

では、2つの違いは何だろうか？

ちょっと難しい話になるけれど、「社会保険」は憲法第25条に定められた「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という内容を保障するための制度で、すべての国民の加入が義務付けられていることから「強制保険」ともいわれる。一方の「民間保険」は自分の意思で加入するため、「任意保険」ともいわれている。社会保険についてはLesson 8で学んだので、ここでは、民間保険について考えていくことにしよう。



民間保険の誕生

朝、家を出てから学校に行くのに、電車を利用するだろうか？それとも徒歩で登校している？歩いていて、自転車や自動車が飛び出してきて、「ヒヤッ」とした覚えのある人もいるだろう。反対に、自転車に乗っていて、人をよけよ
5 うとした結果、転びそうになった経験はないだろうか？

他にも、駅の階段を踏みはずしそうになったことや、部活動の練習中にケガをしたことなど、「ヒヤッ」とした経験はたくさん出てくると思う。中には、電車や飛行機など交通機関の事故に巻き込まれたり、ひったくりなどの被害に
10 あったことがある人もいるかもしれない。あるいは、家族が病気で長期間入院しなければならなかった人もいるだろう。

誰だって事故に遭ったり病気になったりしたくはないが、いくら自分で気を付けていても、完全に防ぐ手段はなかなか見つからない。

また、こうしたことが自分や家族の身に発生すると、精神的な大変さは言うに及ばず、経済的にも被害をもたらす。それらをどうやって補えばいいの
15 だろうか？先ほどの「社会保険」がすべて保障してくれるのだろうか？

ここでもう一度、憲法第25条を見てみよう。「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と書いてある。つまり、分かりやすくいえば、国は「“最低限”の保障はするけど、それ以上は責任が持てないよ」ということだ。

それに、一人ひとり家族構成や住んでいる環境、生き方は違うから、たとえ
20 同年齢の人がいたとしても、まったく平等に生活を保障するのは不可能になる。そこで、こうした社会保険を補う目的として、民間保険が誕生したのだ。

2. 保険の仕組みって？

貯金は三角、保険は四角

あなたはおこづかいをどうやって貯めるだろうか？銀行に預けている？それ
25 とも貯金箱で貯める？

欲しいものを手に入れるために、毎月こつこつ貯金することは楽しみでもあり、やる気も出てくるだろう。

欲しいものならそれでもいいが、いつ、誰の身に起こるかわからない病気や事故やケガに対して「お金が貯まるまで待ってから」というわけにはいかない。

ここで、保険を例に話をしよう。あなたの親は、毎日働いてあなたを養って
30 くれる。もし、病気やケガで万一のことがあれば、収入は途絶えてしまい、家族は生活に困るかもしれない。

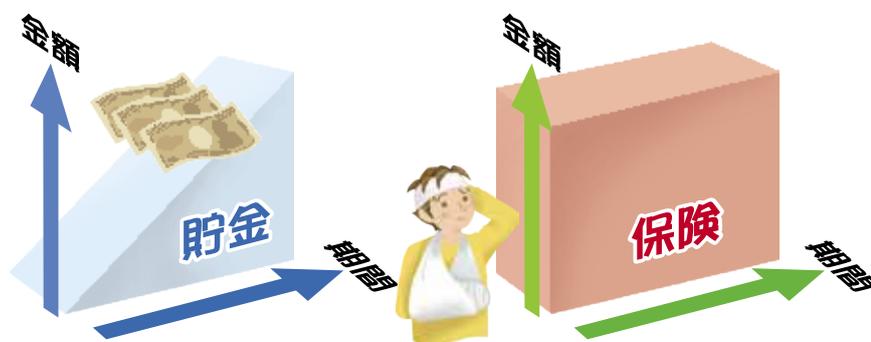
そこで、毎月1万円ずつ貯金すれば、1年間で12万円、10年間で120万円が貯まることになる。しかし、病気や事故はいつ発生するかわからない。もし、1

年後、親に万一のことがあったら、貯金でその後の生活をまかなうことは難しいだろう。

一方、保険に加入したらどうなるだろう。毎月1万円ずつ掛け金（＝保険料）を支払うことで、120万円の保障（＝保険金）を受け取ることができる商品があるとすると、契約が成立して、万が一のことがあれば120万円の保障が受けられることになるのだ。

つまり、貯金は徐々にお金が貯まっていくのに対し、保険は加入したときから高額な保障を受ける権利がある。このことを「貯金は三角、保険は四角」と言ったりする。

●図1 貯金と保険の違い



助け合いの精神

保険は、加入したときから高額な保障を受ける権利があると言ったが、病気やケガをした人全員に、ちゃんと払ってもらえるのだろうか。ここで、保険が成り立つ仕組みを考えてみよう。

もともと、保険とは、人々が集団生活を行う上で、助け合いの精神から生まれたものだ。例えば、10人が暮らす村があったとしよう。皆、働き者だが、病気で働けなくなると、収入がなくなって食事もできなくなり、医者にかかることも容易ではない。かといって、誰かが面倒を見てくれるほど、余裕のある人はいない。そこで、毎月全員が少しずつお金を出し合い、積み立てを行うことにして、もし、誰かが病気やケガになり、お金が必要なときはその積み立てたお金を利用できるようにしたのだ。これが保険の始まりといわれている。

ところが、問題が起きることもある。ある月は誰も病気にならなくても、その翌月に何人も病気になると、積み立てたお金が不足してしまう。そこで、過去の経験から、1年を通して必要な積立金額はいくらになるかを細かく計算し、積み立てる金額を決めるようになったのである。

現在では、年齢や性別ごとに死亡する確率を考慮するなど、専門的な計算により保険は成り立っている。だから、保険に入った後で、お金をもらう原因（病気や事故）が発生すれば、きちんとお金がもらえるのだ。

▶ワークシート⑥ 今起こったら困ることは何？

家庭や普段の生活の中で、今 起こったら困ることは何か書き出してみよう

今、起こったら困ることは何だろう？

① 考えられる「今起こったら経済的に困ること」を記入しよう

② 記入した内容の経済的損失の大きさを考えてみよう

レベル
小 1
2
3
4
大 5

③ 記入した内容が起こる可能性はどれくらいか、考えてみよう

*5段階評価で □印を塗りつぶす。



3. 民間保険の種類

「人保険」と「モノ保険」

もしもの時に役立つことが保険の役目だが、何が保険の対象になるか、に着目すると、その種類は大きく分けて2つある。一つは、「人」に対する保険であり、もう一つは「モノ」に対して掛ける保険である。

人に対する保険とは、病気や事故で亡くなった場合や、入院や手術などをした場合、契約に応じたお金（＝保険金）がもらえるものだ。逆に、何十年という保険期間を無事に過ごしたことにより、保険金をもらえる保険もあるが、いずれも保険の対象となるのは「人」である。

モノに対する保険は、「火事や台風で家が壊れてしまった」、「お店に展示してある商品を落として割ってしまった」という場合に、同じ物を買うだけのお金を補償する、という内容のものである。

「生命保険」、「損害保険」、「第三分野」

保険の対象についてはわかっただろうか。実際には、保険は「生命保険（第一分野）」と「損害保険（第二分野）」および「第三分野」という3つの分野で運営されている。それぞれの特徴について見てみよう。

生命保険は、その名の通り、人の生死に関することが主な内容である。働き手である親に万一のことがあっても、残された家族の経済的支援となるように、保障を準備するものだ。その金額は、数百万円～数千万円と高額であることが多いが、家族が生活するためにはそれだけの費用がかかるということでもある。生命保険には、例えば30年間など、期間を定めて保障を受けられるもの（＝定期保険）や、期間を定めず、いつかは必ず家族が受け取ることになるもの（＝終身保険）などがある。

損害保険は、災害や事故など、偶然起きたことに対して補償してくれる役割がある。例えば、自動車を運転していて他人や他の自動車を傷つけてしまった場合に損害額を負担してくれたり、家が火事で焼けてしまった場合に住み替える費用をまかなってくれたりする。損害保険の種類はとても多いが、目的は損害に対する補償であるので、受けた損害よりも多くのお金（＝保険金）を得て利益になることがないように、保険会社は運営している。

第三分野の保険は、病気や不慮の事故による入院や手術の費用などを保障するもので、生命保険会社、損害保険会社でも取り扱っている。

保険会社は多くの種類の商品を取り扱っている。一般的に、請求しないと保険金は支払われないので加入後、アクシデントが起こった場合には、保険会社に連絡をすることを忘れないことが重要だ。



●主な保険の種類

保険の種類		どういう場合に保険金を受け取れるか？
生命保険	定期保険	一定期間内に死亡した場合（家族が受け取る）
	終身保険	期限を決めずに死亡した場合（いつかは家族が受け取る）
	個人年金保険	契約時に設定した年齢になると、年金が受け取れる
損害保険	自動車保険	自動車事故により他人の物や体に損害を負わせた場合など
	火災保険	火災により、建物や家財に損害を負った場合（地震保険を付ければ、地震が原因の火事でも受け取れる）
	海外旅行保険	海外旅行中の病気・ケガ、携行品に損害を負った場合など
	個人賠償責任保険	日常生活で、他人にケガをさせたり他人のモノを壊した場合など
第三分野	がん保険	がんになった場合や、がんによって入院した場合など
	傷害保険	不慮の事故により負傷、障害、死亡した場合
	医療保険	病気や不慮の事故による入院や手術をした場合など